



知識と能力を武器に一人でも多くの被害者を救いたい

交通事故重傷案件で抜群の事件処理能力を誇る

「交通事故は被害者の人生に大きな影響を及ぼします。さらに重度の後遺障害が残った場合や死

い立場にある人々を救う仕事に就きたいと考え、弁護士を志しました」と振り返る。

資格を活かした仕事に魅力を感じた藤本弁護士はその後、「大学に進学する際、法律によって弱い立場を抱きました」

「そんな藤本弁護士が今の道に進むきっかけとなったのはある一人の司法書士の存在だった。「子供のところ住んでいた自宅近くに法務局の支所があり、登記業務などを扱う司法書士さんに漠然として憧れを抱きました」

「そんな藤本弁護士が今の道に進むきっかけとなったのはある一人の司法書士の存在だった。「子供のところ住んでいた自宅近くに法務局の支所があり、登記業務などを扱う司法書士さんに漠然として憧れを抱きました」

「そんな藤本弁護士が今の道に進むきっかけとなったのはある一人の司法書士の存在だった。「子供のところ住んでいた自宅近くに法務局の支所があり、登記業務などを扱う司法書士さんに漠然として憧れを抱きました」

「そんな藤本弁護士が今の道に進むきっかけとなったのはある一人の司法書士の存在だった。「子供のところ住んでいた自宅近くに法務局の支所があり、登記業務などを扱う司法書士さんに漠然として憧れを抱きました」

依頼者の心に寄り添う 交通事故案件のエキスパート弁護士

適正な賠償金の確保とともに
被害者サポートにも心血注ぐ



交通事故の重傷事件では大阪でナンバーワンの事件処理能力を自負しています。あらゆるケースにおいてスムーズな事件処理を進めていきます

だいち法律事務所

代表弁護士 **藤本 一郎**



交通事故被害者を様々な側面からサポートする

亡してしまった場合は、被害者本人だけでなく、その家族の人生も一変してしまいます。こうした被害を回復するためには、被害に見合った適正な額の賠償金を得ることが重要です。被害者の代理人となるべき私たち弁護士が、証拠収集に関する十分な能力と、法的知識や医学的知識を武器に、一人でも多くの被害者をサポートしていかねばなりません」

藤本弁護士は「被害者に寄り添いたい」という想いから、誰もが被害に見舞われる可能性のある交通事故事案に特化した事務所を標榜。設立以来、交通事故、とりわけ重症案件を数多く扱い、今や交通事故の重症案件における事件処理能力で大坂ナンバーワンといえる実績を積み上げてきた。

「だいち法律事務所の立ち上げ以来、被害者側に立った交通事故事案を数多く扱ってきました。事案に対応するときは、賠償の問題を高水準で解決することはもちろん、依頼者の生活面をサポートすることも常に心がけてきました」

例えば、重症事案の場合、被害者の家族は、被害者の看護に集中することになる。このため、他の手

続きをする時間がなく、加害者の刑事手続きへの対応が不十分だったり、労災保険や障害年金などの手続きにまで手が回らなかつたりすることもある。重症事案を専門的に取り扱うには、幅広く、様々な手続きの知識を持ち、トータルで対応することが重要だという。

「依頼者の境遇や年齢によっては成年後見の問題もでてきます。いずれのケースにおいても、依頼者やその家族の心情を理解し、その心情に沿って、最良の選択をすることがとても重要になります」と藤本弁護士。



勉強会に参加して後遺障害への理解を深める

適正な賠償による被害の回復と生活の再建をサポート

交通事故案件の最新知識を幅広く得るため、藤本弁護士は他地域の弁護士も交えた勉強会に毎月参加している。とくに交通事故が原因として生じる後遺障害についての理解を深めることに力を注いでいるという。

「他にも、交通事故の賠償に関わる法律問題の検討もテーマとしています。これらの勉強会を通じて、常に最新の知識にアップデートして最良の事件処理につながっています」

交通事故の被害に遭えば、日常生活が一変してしまふ。単に賠償金を請求するだけではなく、事故後の生活の再建という深刻な問題への対処が求められる場合もある。

「例えば、交通事故に遭って働けなくなった寝たきりの夫を、妻が介護することになれば、世帯の収入がなくなってしまう。賠償金を得るまでの期間、どうやって生活を続けていくのか。裁



情報収集や勉強を欠かさず常に最新の情報にアッスデート

判になった場合は、事故の発生から解決まで、長ければ4〜5年かかるケースも珍しくはないため、深刻な問題になります」

また、交通事故の発生について被害者にも過失がある場合、自分の過失部分については賠償金を受け取ることができない。そのような場合に、重い障害を負った被害者が経済的な不安を持つことなく今後の人生を送れるのかという問題がでてくる。

藤本弁護士がこれまで手掛けた事案で「印象深かった」というのが、平成21年に名古屋で起きた交通事故事案だ。

中学生の男の子が交通事故によって脳に重い損傷を受けて高次脳機能障害になった。理解力や記憶力に障害が残り、これらをどうやって賠償額に反映させるかが重要な問題となったが、一方で被害者による飛び出しの有無など、過失割合という点においても大きな争いとなった。

「2級という後遺障害等級に認定され、裁判での解決を選択しました。解決に至るまで4年以上かかりましたが、代わりに高額な賠償金を受け取ることができました。依頼者には早く解決したい無など、過失割合という点においても大きな争いとなった。」

「2級という後遺障害等級に認定され、裁判での解決を選択しました。解決に至るまで4年以上かかりましたが、代わりに高額な賠償金を受け取ることができました。依頼者には早く解決したい」と藤本弁護士は当時を振り返る。

という気持ちもあるでしょうが、時間をかけてもその後の人生で経済的な不安を感じないよう、十分な額の賠償金を受け取るようにアドバイスをさせて頂く場合がこのケースを含め、多々あります。このケースでは親御さんが熱心に取り組んでくれたため、二人三脚で解決まで進めることができました」と藤本弁護士は当時を振り返る。



「交通事故の件数は減っても重傷事故は減らない」

依頼者の現状をきちんと把握し、裁判に向け万全の準備

「為せば成る、為さねば成らぬ何事も」。この言葉は、藤本弁護士の座右の銘であり、仕事を行う上でのスタンスだ。

「この分野は、交通事故に関する制度の理解、保険会社への対応ノウハウ、医学的な知識、介護制度に関する知識、社会保障に関する知識、自動車保険の知識などが求められます。さらに依頼者と密接なコミュニケーションをとり、その方の置かれている状況や事故後の経過を詳しく把握することも大切です。その上で、しっかりと準備をして、裁判でもすべき主張を徹底する。一つの事案に対して時間と労力をかければ、必ず結果として現れるものだと私は考えています」と言い切る。

ここ最近では、危険運転や飲酒運転の厳罰化が進み、自動ブレーキなど安全装置の普及にしたがって、総数としての交通事故件数は減少している。しかし一方で、重傷事故はそれほど減っていないのが現状だ。

「重症事故以外の軽微な事故や死亡事故は確かに減っています。死亡事故の減少に関しては、安

全装置の普及、それに死亡事故としてカウントされるのは事故後24時間以内に被害者が亡くなった場合のみという制度と医学の進歩で救命率が上がったことが相まった結果です。治療を受けて一命を取り留めても、寝たきりの状態になったり、たとえ回復しても高次脳機能に障害が残るなど、その後の生活が困難になってしまう方が今も大勢いるのです」と藤本弁護士は指摘する。

生活を維持、再建するためには、「我々弁護士が早い段階から被害者の症状や生活状況を把握し、粘り強く保険会社と交渉するなどの対応が求められる」という。また、「賠償金を得るまでの明確な道筋を依頼者やご家族に説明し、安心してもらうことも重要」だとも。

「自分が被害者となる場合も考えて自動車保険に入って欲しい」

被害者の側にも過失が認められるケースも

自動車保険は、交通事故の加害者になった場合に、被害者に対して支払うべき賠償金を保険会社に支払ってもらうためのものである。しかし、任意保険に入らないで車を運転している人は存在している。バイク、特に原付では任意保険に入っていない人が多い。このような状況に対し、藤本弁護士は、「車やバイクを運転するなら、自動車保険に入っておくのは最低限のマナーだと思います。加害者が自動車保険に入っておらず、被害者が賠償金を受けとれなければ、被害者が一生涯、生活に困ることもあるのです」と指摘する。

加えて藤本弁護士は、「自分が被害者になった時のことも考えて自動車保険に入るべき」だと指摘する。「自動車保険は、加害者になって賠償金を支払う場合を考えるだけでなく、自分や家族を守るためにも入る必要があるということも一人でも多くの人に知ってもらいたい。自分や家族が交通事故の被害に遭ったとき、被害者の側にも過失が認められるケースがあります。この場合、人身傷害保険に加入していれば、被害者側の過失を穴埋めできます。また、無保険車傷害特約を付けておけば、加害者が自動車保険に入っていない時に、自分の自動車保険から払ってもらうことができます。さらに、弁護士費用特約を付けていれば、自分が被害者になって弁護士に依頼しようとする時に、保険会社から300万円までの弁護士費用を払ってもらえます」と説明する。

加害者になった場合だけを考えていると、保険料の安さだけが自動車保険を選ぶ基準になりやすい。しかし、被害者になった場合のことも考えれば、補償内容を十分に検討する必要があるようだ。

重症の後遺障害事案への対応では関西随一の水準

依頼者の状況に応じて病院や自宅に出向くきめ細やかな対応

これまでの弁護士キャリアの中で、数多くの交通事故案件を解決に導いてきた藤本弁護士。手掛けた件数はざっと600件にのぼる。

「交通事故の重傷案件で大阪ナンバーワンの事件処理能力を自負する当事務所は、設立から14年の間に蓄積された実績と経験によって、あらゆるケースにおいてスムーズな事件処理が可能になっています」と自信を見せる。

藤本弁護士は、「事故直後からご依頼を受ければ、被害者参加制度などを通じて、積極的に刑事手続きに関与し、事故様態の解明、被害感情の反映などにも努めます」と力を込める。

Profile

藤本 一郎 (ふじもと・いちろう)

昭和 47 年山梨県生まれ。平成 7 年立命館大学、同 9 年同大学大学院法科研究科卒業。
平成 11 年 4 月弁護士登録、川原総合法律事務所入所。太陽法律事務所を経て平成 17
年 10 月だいち法律事務所設立。

〈所属・活動〉

交通事故・弁護士全国ネットワーク、大阪弁護士会消費者保護委員会第 5 部会

Information

だいち法律事務所

URL <https://daichi-lo.com/>

所在地

〒 530-0047
 大阪市北区西天満 4 丁目 11 番 22 号
 阪神神明ビル 601 号
 TEL 06 - 6311 - 2211
 FAX 06 - 6311 - 2202



アクセス

JR 大阪駅 徒歩 11 分
 JR 北新地駅 徒歩 9 分・東梅田駅 徒歩 7 分

設立

平成 17 年 10 月

業務内容

交通事故の被害者事案を専門的に取り扱う。被害者事案の中でも、重症の後遺障害事案(高次脳機能障害・遷延性意識障害・脊髄損傷)、死亡事案に特化して多くの受任・解決実績がある。

■だいち法律事務所の三つの強み

1. 重症の後遺障害事案・死亡事案への対応力
2. 損害賠償請求(民事)だけでなく、加害者の刑事手続への被害者参加、年金手続、成年後見手続などにも対応
3. 依頼者の心情に寄り添った対応



藤本弁護士をサポートしている事務局の執務の様子

「ます」と藤本弁護士は述べていた。
 今後も被害者に寄り添う姿勢で、交通事故案件に向き合い続けていく。

依頼者への対応では、交通事故によって傷ついた心情を十分に考慮し、「面談、電話、メールなどによる現状把握や意見交換には十分な時間をかけています」という。
 依頼者のいる病院や自宅に出向いて面談することも多く、「こうしたきめ細やかな対応は他の法律事務所には真似できない部分だと思っています」と藤本弁護士。
 だいち法律事務所には現在、大阪を含めた関西一円から多くの依頼があるが、九州、四国、中国、中部など遠方からの依頼もあるという。
 「遠方からのご依頼でも、ご自宅や病院に向いて面談させて頂きますので、被害者やご家族に不安や負担をかけることはありません。事故後、早いタイミングで依頼を受ければ、より良い解決に繋がりますので、事故に遭われたら、すぐに相談して頂くことをお勧めし